破産手続終結

平成２４年（フ）第２６６８号
札幌市豊平区平岸４条９丁目15番17号
破産者　有限会社マルヒコ石川建装
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６７号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目12―６　神山ビル１階、商業登記簿上の本店所在地埼玉県ふじみ野市北野２丁目７番２号
破産者　有限会社コイケ
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５２８号
名古屋市中区丸の内３丁目６番18号
破産者　エコジャパン株式会社
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２５４号
名古屋市緑区桃山２丁目120番地
破産者　有限会社ビーアイ電機
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２４号
秋田市御野場新町２丁目５番10号
破産者　山川　洋三
1　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
2　一般調査期日　平成25年10月７日午前10時
平成25年６月６日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６号
秋田市寺内児桜３丁目12番17号　市営住宅１―20号
破産者　山川　光子
1　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
2　一般調査期日　平成25年７月29日午前10時15分
平成25年６月６日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２３５号
大阪市港区港晴４丁目17番11号
破産者　山口　兆雄
1　破産債権の届出期間　平成25年７月10日まで
2　一般調査期日　平成25年８月29日午後３時
平成25年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５９８号
大阪府箕面市船場西３丁目８番８号
破産者　栄伸産業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
2　一般調査期日　平成25年９月２日午後３時
平成25年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０４２号
東京都墨田区両国２丁目10番６号
清算株式会社　株式会社サテライト朝日
代表清算人　古賀　智之
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０４３号
東京都墨田区両国２丁目10番６号
清算株式会社　株式会社ジェイ・アセット
代表清算人　古賀　智之
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第１号
静岡県島田市福用980番地
再生債務者　福用産業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　静岡市駿河区南町14番25号　エスパティオ706　あおば法律事務所　弁護士　松田　隆広
平成25年６月４日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再）第２号
広島市中区大手町４丁目２番16号
再生債務者　一般財団法人広島県農林振興センター
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　広島市中区八丁堀５番22　メゾン京口門101号　ひまわり法律事務所　弁護士　奥野　修士
平成25年６月３日
広島地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
鹿児島県鹿児島市谷山港１丁目16番地
再生債務者　共同組海運株式会社
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月19日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年８月16日から平成25年８月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
群馬県伊勢崎市粕川町1835番地１
再生債務者　株式会社グンゴー
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年６月４日　　前橋地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第５１号
大阪府三島郡島本町江川２丁目13番１号
再生債務者　株式会社新大阪スポーツ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年６月４日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第３２号
埼玉県所沢市美原町２丁目2951番地の１　ガーデンステイツ新所沢301
再生債務者　菊田　和之
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月９日から平成25年７月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１０号
北海道苫小牧市北栄町４丁目13番地の６
再生債務者　盛　　史裕
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月10日から平成25年７月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（再イ）第２７号
埼玉県北本市石戸４丁目184番地
再生債務者　井上　慶子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月10日から平成25年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部